

居宅介護支援事業所の指定更新及び休止について

【居宅介護支援事業所の指定更新について】

下記事業所の指定更新を行ったことについて報告します。

1. 申請概要

法人名	株式会社はみんぐ
主たる事務所の所在地	米沢市大字川井字道下2995番地の5
代表者	代表取締役 伊藤 雪子
事業所名	はみんぐ指定居宅介護支援事業所
事業所所在地	米沢市大字川井字道下2995番地の5
前の有効期間満了日（A）	令和6年8月24日
現地確認実施日（B）	令和6年7月2日
更新日（C）	令和6年8月25日
次の有効期間満了日（D）	令和12年8月24日

2. 申請に至るまでの経過

指定の有効期間が満了（A）となることから、事業継続のため更新申請を行ったものです。

3. 事業計画との整合性

全て介護保険事業計画で当初から見込んでいます。

4. 書類審査

必要書類の提出を受け、基準を満たしていることを確認しました。

5. 現地確認

高齢福祉課職員が現地確認（B）を行い、基準に適合していることを確認しました。

6. 指定更新

表に記載の事業所に対して指定の更新（C）を行い、介護保険法第70条の2に基づき指定の有効期間（D）は、指定更新を行った日から6年間としました。

【居宅介護支援事業所の休止について】

下記事業所から休止の届出がありましたので報告します。

届出内容

申請法人	株式会社ユートピアライフ
主たる事務所	米沢市木場町8-31
代表者名	代表取締役社長 駒形 吉則
事業所名	居宅介護支援事業所 やすらぎ苑
所在地	米沢市成島町3丁目2番127-12号
休止期間	令和6年7月1日から無期限 (前回：令和5年1月31日から令和6年6月30日まで)
休止理由	現在の居宅介護支援費等を考慮した結果、法人内で居宅介護支援事業所に人員を配置できていないことから、介護保険制度の置かれた状況に対応すべく、組織体制の見直しを行うため引き続き休止するもの。